令和８年（フ）第７９８号
京都府相楽郡精華町光台４丁目４－５　サニーコートＡ　201、前住所埼玉県越谷市大沢１丁目８番９－１号　エルダーフラワー北越谷105
債務者　大久保一樹
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１２３号
京都市中京区東洞院通竹屋町上る三本木町451番地　アビタ御所南　105
債務者　長谷川正登
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１５１号
京都市山科区西野山百々町136番地４
債務者　安田　義紀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１８８号
京都市上京区仁和寺街道千本西入五番町187番地　ハイツ五番館　102、前住所大分県豊後高田市水崎1016番地１
債務者　勝山　史夫
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９７号
福岡県行橋市南大橋５丁目９番11号
債務者　長原　千秋
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第９６号
佐賀県伊万里市新天町715番地１　ビレッジハウス伊万里１号棟507号室
債務者　幸松あすか
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１１４号
佐賀県西松浦郡有田町代々木甲1908番地33
債務者　中山　崇三
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１１５号
佐賀県西松浦郡有田町代々木甲1908番地33
債務者　中山　美加
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１４３７号
東京都日野市旭が丘２丁目33番地の12共立リライアンス豊田Ｂ―210
債務者　上田　大作
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６５４号
東京都小平市中島町19番７号ドミパルフェット103号
債務者　寺田　恒夫
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４１号
東京都東村山市野口町２丁目14番地１野口町２丁目アパート３―101
債務者　和田　吉郎
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４２号
東京都東村山市野口町２丁目14番地１野口町２丁目アパート３―101
債務者　和田眞紀子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４７号
東京都小平市学園東町２丁目６番37―２号メゾン・ド・フジ102号
債務者　阿部　桜子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０号
栃木県足利市松田町2002番地５
債務者　青木　健一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第２６４号
長崎県長崎市滑石１丁目10番43号　岡村ハイツ101号
債務者　松山由香里
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５７号
鹿児島県枕崎市平田町76番地　宮脇荘102号
債務者　濵田　智聡
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係